

監事監査報告書

令和7年5月13日

学校法人国際志学園
理事会・評議員会 御中

学校法人国際志学園

監事 徳永 慎一 

監事 正木 慎也 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人国際志学園の寄附行為第17条の規程に従い、学校法人国際志学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の、学校法人の業務又は財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、学校法人国際志学園監事監査規程に準拠し、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上

監事監査報告書

令和7年5月13日

学校法人国際志学園
理事会・評議員会 御中

学校法人国際志学園

監事 徳永 慎一 

監事 正木 慎也 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人国際志学園の寄附行為第17条の規程に従い、学校法人国際志学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の、学校法人の業務又は財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、学校法人国際志学園監事監査規程に準拠し、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上